

農業委員会サポートシステム補完システム構築業務 委託事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「農業委員会サポートシステム補完システム構築業務委託事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農業委員会サポートシステム補完システム構築業務を委託する事業者を、公募型プロポーザルにより選定するため、委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 選定資料の内容確定
- (2) 技術点の評価・承認
- (3) 最優秀者の決定
- (4) その他、公募型プロポーザルを実施する上での必要な事項

(構成員)

第4条 委員会は、次の表に掲げる職にある者により構成する。なお、委員長及び副委員長以外の委員は、当該委員が指定した当該所属職員による代理を認める。

役割	職名
委員長	新潟市農業委員会事務局長
副委員長	新潟市農業委員会事務局次長
委員	新潟市総務部デジタル行政推進課長
委員	新潟市農業委員会事務局南区事務所長

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長には新潟市農業委員会事務局長、副委員長には新潟市農業委員会事務局次長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、これを代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、新潟市農業委員会事務局に置く。

(秘密保持)

第8条 委員及び事務局は、審議内容の秘密を保持しなければならない。ただし、委員会の審査を公開した結果、公知となった情報を除く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年3月9日から施行し、最優秀者の決定を公にした日の翌日にその効力を失う。